

システム機器等の撤去及び廃棄業務
委託仕様書

令和8年6月

宮崎県国民健康保険団体連合会

1. 名称

システム機器等の撤去及び廃棄業務委託

2. 概要

本書は、宮崎県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）において、機器更改等の理由により不要となったシステム機器等（サーバ機器やパソコン周辺機器等）についての撤去及び廃棄業務委託の仕様について示したものである。

3. 作業内容

本件の作業内容は以下のとおり。

- (1) システム機器等（サーバ機器やパソコン周辺機器等）の撤去及び廃棄
- (2) ハードディスク及び各種メディアのデータ消去及び廃棄
- (3) 上記に付帯する業務

4. 履行場所

宮崎県宮崎市下原町231番地1 宮崎県国民健康保険団体連合会
本館、東別館

5. 履行期限

令和8年11月30日（ただし、搬出は9月末までに実施すること。）

6. 撤去等対象機器

撤去、データ消去及び廃棄の対象となる機器、雑品の数量は、以下のとおり。

①サーバ機器（東別館サーバ室）

品目	数量	品目	数量
サーバ	36	拡張バッテリー	2
サーバラック	5	コンセントボックス	3
ラックコンソール	7	デスクトップパソコン	1
スイッチ	27	液晶ディスプレイ	1
ストレージ	5	ファイアウォール	3
負荷分散装置	2	ネットワーク機器	2
UPS	13	0Aタップ	9

上記機器は、後期高齢者請求支払システム、特定健診システム、介護・障害システム、データ集配信システム、基幹系セキュリティ対策システム、保険者セキュリティ対策システムのものであり、デスクトップパソコン、液晶ディスプレイ以外はサーバラックにラッキングされている。

詳細資料（ラック配置図、ラック搭載図、機器諸元表等）については、メールにて提供する。

②_1パソコン周辺機器等（東別館分）

品目	数量	品目	数量
デスクトップパソコン	4	サーバラック固定具	9
モニタ	6	ノートパソコン	2
プリンタ	2	雑品（段ボール）	73

②_2パソコン周辺機器等（本館分）

品目	数量	品目	数量
CDオートローダ	1	プリンタ	1

③データ消去（①②の機器から対象を積算）

品目	数量
ハードディスク	194
LT0テープ	163

7. 機器撤去及びデータ消去

- (1) サーバ機器について、サーバラックからの取り外し（LANケーブル、電源ケーブルの抜線を含む）、機器の解体及び搬出については、受注者が実施すること。
- (2) サーバ室（東別館2階）フロアにはエレベータがないため、サーバラックについては2階搬出口からクレーン車により搬出を行うこと。また、クレーン車については受注者にて手配を行うこと。なお、本館についてはエレベータがあるので、これを利用して搬出することは構わない。
- (3) データの消去方法は以下のとおりとする。
 - ①ハードディスク、ディスクメディアについては、穿孔処理による物理破壊とする。なお、サーバ、パソコンからのハードディスクの取り出し及びマウンタ、トレイ等の付属物の取り外しは、受注者が行うこと。
 - ②LT0等のテープメディアについては、磁気消去による磁気破壊とする。
- (4) 上記（3）の作業は、東別館2階（サーバ室もしくは廊下）にて行うこと。
- (5) 上記（3）の作業終了後、本会職員の目視による確認を受け、後日データ消去に係る証明書及び証明写真を提出すること。

8. 廃棄処理

産業廃棄物として法令等に基づき適切に廃棄処理し、後日、産業廃棄物のマニフェストを発行すること。

9. 成果物

- (1) データ消去に係る証明書及び証明写真、産業廃棄物のマニフェスト、廃棄証明書（本会様式）及び業務完了届（任意様式）を提出すること。
- (2) 成果物については、履行期限までに提出すること。

10. 作業日程

- (1) 本会内での作業可能日時は、原則として平日の9時から17時までとする。
- (2) 撤去、データ消去の日程については、契約締結時に担当職員と協議すること。

11. その他

- (1) 受注者は、契約履行中に知り得た情報を漏洩し、他の目的に使用してはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、本件業務を再委託してはならないものとする。ただし、発注者の書面による事前の承諾を得た場合は、本件業務の一部を再委託することができるものとする。
- (3) 作業にあたっては、本会の業務に影響を与えないよう留意して実施すること。
- (4) 受注者は既存施設等を汚染又は損傷しないよう、必要に応じて適切な養生を行うこと。
- (5) 受注者の過失により本会施設及び設備に損傷等を与えた場合には、受注者の負担で速やかに復旧させること。
- (6) 本仕様書の内容に疑義が生じたり、本仕様書によることが困難又は疑義が生じた際は、本会と協議のうえ、対応すること。